

# 市民オンブズマンわかやま

ニュース NO101

発行責任者 畑中 正好 発行日 2013年11月17日  
連絡先 和歌山市十二番丁10番地 和歌山合同法律事務所内  
TEL 073-433-2241 FAX 073-433-2767  
http://www.naxnet.or.jp/~wa\_obz/ Eメール wa\_obz@naxnet.or.jp

## 特定秘密保護法案

### 制定に強く反対する声明文を送付

#### 政府の不都合な事実の

#### 隠ぺい「保護」する法案

当会は、10月24日、政府が今臨時国会で成立を目指している特定秘密保護法案について、同法案の成立に強く反対する声明を安部首相らに送付しました。  
同声明は、紀伊民報と赤旗で報じられました。

声明は、私達市民オンブズマンは、情報公開請求を通じて、行政による公金のムダ遣いや不正を追及し、行政による情報独占に風穴を開け、行政の公金のムダ遣いや不正な使用を一定改善させてきた活動から、行政には本来公開されるべき情報であつても非公開とする傾向があり、情報を隠すところに不正がある

るということを体験してきたことを紹介。秘密保護法が制定されてしまうと、行政機関はこれを奇貨とし、本来公開すべき情報までも非公開としてしまふおそれがある、また、特定秘密の漏えいに対する重罰化は、正当な内部告発をも著しく萎縮させてしまふし、本来私たちが知るべき情報が行政の一部の者に

のみに独占されることを「保護」することになってしまふと指摘。まさに、「不都合な真実を隠ぺいする」ことを「保護」する法案であると批判しています。また、政府が、原案を修正して、取材を「正当な業務」と位置づけ、国民の知る権利や取材の自由を「十分な配慮」することに加えるとしていることについて、法案の本質がそのままでは、取材が制限され、国民の知る権利が制限されることは避けられないものではないと批判しました。

あり、秘密保護法は制定すべきではないというべきだとしました。最後に、私達は、国民に開かれた民主主義の実現に逆行する秘密保護法の制定に強く反対することを表明しています。

9万件を超える意見の内約77%が反対の意見だったことから、政府は、この民意に従うべきで



# 制定許すな 特定秘密保護法案！

## 国民欺くこと容易にする法案

阪谷 10月半ばから、急に寒くなりました。みなさん、体調崩されていますか。

畑中 さすがに11月となれば、季節の巡りを感じます。とんでもない猛暑日が遠くなり、季節はずれの台風も聞かれなくなりました。  
迫間 台風では、伊豆大島や過去最大級の直撃を受けたフィリピンでは、たいへんなことに。  
阪谷 ええ、双方に甚大な被害が発生し多数の方々が犠牲になっていきます。犠牲となつた方々と、そのご家族をはじめ関係者の皆様に、心からお悔やみとお見舞

いを申しあげます。

畑中 とここで、情報公開をツールとして活動すすめる私達市民オンブズマンとして、看過できない法案が制定されようとしています。  
迫間 特定秘密保護法案ですね。

畑中 当会は、制定に強く反対するとして、安倍首相らに声明文を送付し、制定しないよう求めました。

「なんと恐ろしい」と ブログに表明



### 女優の藤原紀香さん

井上 女優の藤原紀香さんが、この法案について、「なんと恐ろしい」

と、懸念を表明されていると聞きました。分かりやすく説明して頂

けませんか。その恐ろしさを。

阪谷 藤原さん、分かりやすく書いていますよ、自身のブログに。  
井上 私、パソコン持っていないから。  
畑中 まず、質問です。防衛や外交などに関する国の情報は誰が握っていると思いますか？  
井上 政府官僚でしょう。

畑中 そうです。国の情報は政府や官僚が握っています。次に、国の情報は、誰のものでしょうか。政府や行政官僚のものですか？  
阪谷 それは違うでしょう。主権者は国民です。

から、国民全体のものです。  
畑中 それは、共有、日本国民共有の財産というべきです。ですから、国民はその共有財産を政府等に「預けている」というのが適切な表現です。

井上 とすれば、国の情報に秘密はあつてはならないことになりませんか。  
阪谷 そうですよ。権力者は暴走します。その権力者に秘密を持たせたらダメです。

畑中 政府や官僚が預かっている国の情報について、国民には「知る権利」があり、政府や行政官僚には「説明する責任」があるという関係になります。これは、民主主義の基本原則とも言うべき関係です。  
迫間 そうすると、情報公開こそもつともつと

充実させるべきですね。

畑中 そうです。政府や官僚が「預かっている」情報を秘密にでき、国民の「知る権利」を制限する法律を作るなど、以ての外です。

阪谷 そもそも、戦争を放棄している現憲法からすれば、防衛に関する情報であつても国民に秘密にできる情報があつてはならない。

畑中 私もそう思います。政府や官僚が預かっている情報を秘密にできるような法律は、憲法違反であり、国民主権に反します。阪谷 単純に考えても、秘密にできるとなれば、悪いこと

も容易にします。悪いことをしても秘密にして隠せて、知られないとなれば、悪いこと hands 染めやすい、と言えませんか。秘密にできなくても悪いことは隠すのですから。

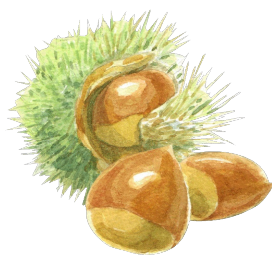
井上 ごもつともです。私達は、オンブズマン活動を通じて行政の隠蔽体質を身をもって体験してきました。本来開示すべき情報を非公開にされ隠されました。

畑中 それを裁判に訴え、行政の情報独占に風穴を開け、開示させてきたのですから。迫間 また、情報を隠すところ、不正がありました。

井上 秘密にできる法律ができれば、国民に知られては不都合な情報は、きつと秘密にして隠しますよ。

阪谷 説明をしなくてよいのだから、秘密にしないはずがない。そうするであろうことは、誰でも理解できます。井上 それは、国民を欺

くことを容易にする便利な法ではありませんか。それを権力者に与えればより暴走しますよ、きつと。



## 何が特定秘密か

## それも秘密に

畑中 それに、制定されたようとしている法案は、「特定秘密」として特定された情報のみ

を秘密にするかのように読めますが、そうではないのです。

井上 という。

畑中 特定秘密に関するどの規定にも「その他の重要な情報」とする定めを置いており、何でも含まれるようになってはいるからです。迫間 それは恐ろしい。

畑中 だから、「防衛」、「外交」、「特定有害活動の防止」、「テロリズムの防止」に関する情報であれば、何でも秘密とされかねないので

阪谷 その4情報以外にも秘密にされかねないと言われていますが。畑中 そうです。そういう懸念がある法案です。井上 それはどうして、ですか？

畑中 何を特定秘密にしたか、それが秘密だからです。特定秘密にできないものを秘密にしているかを検証するシステムがありません。

迫間 とすれば、秘密でない情報を悪意で秘密にしてもばれることは全くない、と言うのですね。畑中 そのとおりです。はい。

# 政府らの法の悪用 ばれることもなく処罰もない

# 正当な内部告発も処罰の対象に 重罰で国民脅かし「知る権利」 圧殺

井上 政府らの悪用を正

す仕組みがなければ、悪用がはびこるに違いありません。そうなのでからでは取り返しがつきません。

迫間 まったくです。

阪谷 それに、重罰だとか。

畑中 特定秘密を漏洩した場合、最高で懲役10年及び罰金1000万円が科せられます。

迫間 それは重い。

畑中 妻子に、うっかり話しても漏洩にあたります。また、特定秘密が違法な秘密であると内部告発しても漏洩したとして処罰するものです。

阪谷 正当な内部告発も処罰の対象になるので

すか。

畑中 そうです。

井上 正義の行動は免罪し保護すべきであり、そんな法案は、間違っている。

畑中 それに、実際に、漏洩の被害がない場合

の未遂であつても処罰されます。

阪谷 漏らした側ばかりか入手した側も罰せられるとか。

畑中 そうです。提供を受けた者は最高懲役5

年及び罰金500万円が科せられます。

井上 それじゃ、不正を暴こうと情報を入手しても処罰される。

迫間 それはとんでもない。

畑中 とんでもないこと

はまだあります。漏洩するよう求めただけでも教唆・扇動の罪にされます。

井上 原発情報が特定秘密になるとか言われていますから、原発に関する情報を求める話も

できないということですか。

畑中 それらからすれば、不正を暴こうと情報を求めたとして、その情報が特定秘密だと

言われれば、アウトです。そして、それが真に特定秘密かどうかも分からないまま処罰されることになります。

阪谷 重罰で国民を脅かし、「知る権利」が圧殺されかねませんね。



## 共謀罪

## 話合つことが犯罪に

畑中 さらに、とんでもないのは、共謀罪が規定されていることで

す。共謀罪は、秘密情報を求める前の段階で特定秘密に当たると

な情報を入手しようとする市民の間で話し合っただけでそれに該当するのです。

井上 だとすれば、オンブズマン会議をするだけでも共謀罪になりかねませんね。

迫間 それは恐ろしい。

畑中 その上、「政治上若しくはその他の主義主張に基づき、国家若しくは他人に政治上その他の主義主張を強要すること」もテロリズムとされています。この定義からすれば、原発再稼働や海外輸出に熱心な安倍首相に、再稼働反対や原発輸出反対を要求する団体などもテロリズムとされかねません。

阪谷 そう見なされれば、テロリズムの防止のため、日頃から監視対象にされるおそれも十分にありますがね。公安はそれが仕事です



よ。  
畑中　そうです。話し合  
った内容や活動内容を  
密告させてあるいは、  
ウソの自白をさせて、  
特定秘密保護法違反で  
弾圧することも可能に  
なります。

井上　とんでもない。そ  
うなれば、国民は、政  
府の未発表の情報に近  
づくこと及び、政府の  
言うこと以外を口にす  
ることに危険が伴うと  
いうこと、ですか。

阪谷　女優の藤原さんは  
こう書いています。「放  
射能汚染、被爆などの  
ことや、他に、もし国  
に都合よく隠したい問  
題があつて、それが適  
用されれば、私たちが

知るすべもなく、しか  
も真実をネットなどに  
書いた人は罰せられて  
しまう。。なんて恐ろ  
しいことになる可能性  
も考えられるというの  
で、とても不安です。

「へ」と。  
井上　なるほど、恐いと  
おっしゃることがよく  
分かりました。  
阪谷　自由にもの言えぬ  
戦前の暗黒時代に逆戻  
りさせようとしている

## 法案のねらい

# 米の戦争に荷担するため

迫問　今、何故この法  
案なのでしょうが。

畑中　もともとアメリカ  
が始めた戦争に日本を  
参加させるために、秘  
密情報を日本に提供す  
る代わりに日本に秘密  
保護法の制定を迫った

ことがきつかけのよう  
です。

井上　それじゃ、アメリ  
カとともに戦争するた  
めに制定しようとして  
いるのですね。  
畑中　そういうことにな  
ります。日本版NSC

と感じます。



畑中　この法案が成立す  
れば、国民に知られて  
は不都合な情報を隠す  
ことも可能になりま  
す。また、反対する運  
動を押さえる監視・抑  
圧する弾圧法規として  
機能させることも可能  
になります。いわば、  
政権延命法だと、私は  
考えており、そこにも  
狙いがあると思わざる  
をえません。

井上　なるほど。  
阪谷　特定秘密は、アメ  
リカには容易に提供で  
きる仕組みとか。

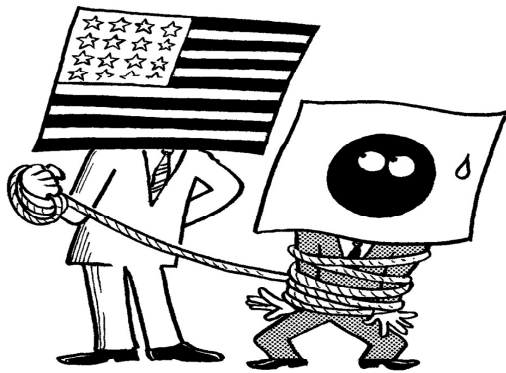
畑中　そうです。この法  
案は、対アメリカに秘  
密情報を提供すること  
には何ら制限を設けて  
いません。そこから、  
この法案がアメリカが  
始める戦争と一緒に戦  
争することが透けて見え  
ます。

畑中　それに、安倍首相  
は、原発再稼働や海外  
輸出に熱心です。それ  
らは国民の願いとは真  
逆です。消費税やTT  
Pもかりです。  
迫問　それで。

井上　国民には秘密にし  
てもアメリカにはいい

## 特定秘密

# 原発やオスプレイ情報も



# 国会は「秘密会」で暗闇に 裁判は「暗黒裁判」に

なりですか。いかにも  
売国的ではないです  
か。

畑中 国会もたいへんな  
状況になります。国会  
議員も国民と同じ適用  
があり「秘密会」への  
みしか提供しないと

ており、審議も非公開  
です。

井上 暗黒の国会になり  
ますね。

阪谷 裁判にも厳しい制  
限があるとか。

畑中 非公開を前提に裁  
判官だけに提供され、  
被告人や弁護人は知る  
ことができないように

す。

井上 それじゃ暗黒裁判  
だ。

畑中 また、地方自治体  
への提供は想定されて  
いません。

## 「適性評価」

## まるで政府に忠実な 忠誠者を探す調査

迫問 「適性評価」も問  
題があると言われてい  
ますが。

同意を得て行うことにな  
っていますが、プライバ  
シーが丸裸にされるに違  
いありません。

井上 同意しなければ、  
取扱者になれないとす  
れば、拒否できず、半  
ば強制じゃないです  
か。

畑中 犯罪歴や薬物乱用  
歴、精神疾患歴、飲酒  
癖、借金情報などはも  
とより政治団体や思想  
・宗教まで洗いざらい  
調べ上げられることに  
なります。

阪谷 それは、秘密を扱  
う公務員だけではありません  
ですね。

畑中 そう。同居人や配  
偶者、父母・子・兄弟  
姉妹・配偶者の父母と  
その子と広範囲に及び  
ます。恋人や内縁の配  
偶者も調査対象となり  
ます。

阪谷 それ以外にも友人  
の名前も報告したとす  
る元自衛隊員の告白も  
ありました。

井上 まるで、政府に忠  
実な忠誠者を探す調査  
ではないですか。

迫問 それも恐ろしい。

阪谷 藤原紀香さんは、  
また、こう言っていま  
す。「大好きな日本に  
ずっとずっと住んでい  
たいし、いま一人一人  
が自分の声をあげない  
と、と。そして、パ  
ブリックコメントへ意  
見を投稿するよう読者  
に呼びかけました。

迫問 そのパブコメでは  
約8割が反対意見であ  
ったと聞きました。

井上 マスコミヤ弁護士  
会をはじめ多くの世論  
が反対しています。民  
意を無視して強行すべ  
きではなく、即、取り  
下げるべきです。

畑中 私も日本が大好き  
です。このような危険  
な法案は制定させては  
なりません。阻止しよ  
うではありませんか。  
そのためには、一人一  
人が、「制定は許さな  
い」という声を政府に  
届けることです。当会

## 裁判情報

### 県議・政務調査費違法支出金返還請求住民訴訟

- 和歌山地裁裁判

裁判は、9月27日に行われました。当方から、前の判決を踏まえた主張を行いました。

次回は、12月13日午前10時からです。

- 大阪高裁裁判

裁判は、10月9日に行われました。この日結審し次回判決となりました。判決は、1月30日午後1時15分です。

では署名を呼  
びかけていま  
す。それに、是  
非ご協力をお願  
いします。

制定を許さない「署名」  
に御協力をお願いしま  
す。



## 次回会員会議のご案内

日時 11月27日(水)午後6時～

場所 和歌山合同法律事務所・会議室

こぞってご参加下さい

# 当面の予定

11月18日 PM 4:00 ~

ニュース発送作業日

11月27日 PM 6:00 ~

第4回全員会議

12月13日 AM 10:00 ~

県議政務調査費違法支出金返

還請求住民訴訟の裁判(和歌山地裁)

12月16日 PM 4:00 ~

編集会議

1月14日 PM 4:00 ~

ニュース発送作業日

1月22日 PM 6:00 ~

第5回全員会議





